

# 光地域の減災に係る取組方針

令和5年3月23日

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1 はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、施設的能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

こうした背景から、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード、ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めていくこととされた。

また、平成28年8月以降立て続けに東日本を襲った台風に伴う豪雨災害により、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していく必要があるとされた。

本県でも、平成21年、22年、25年、26年と豪雨による甚大な浸水被害を受け、県管理河川においても、水防災意識社会の再構築に向けた取組を推進していく必要があることから、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進するため、光市、下関地方気象台及び山口県からなる「光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」）を平成29年5月17日に設立した。

その後、水防法の改正により、「都道府県大規模氾濫減災協議会制度」が創設されたことに伴い、本協議会は、平成30年3月19日に水防法に基づく協議会に移行した。

本協議会では、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目指すべく、「情報伝達、避難等に関する取組」、「効果的な水防活動に向けた取組」及び「住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組」を3本の柱として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、ソフト対策に係る事項を「光地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」）として取りまとめたうえ、減災に向けた対策を推進してきた。

また、近年は、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、これまでの「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに一歩進め、流域全体のあらゆる関係者が協働

して行う持続可能な治水対策、「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会の形成を目指すことが求められている。

本協議会は、引き続き、各構成機関が連携して減災に係る取組を推進し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 6 条に基づき作成したものである。

## 2 本協議会の構成機関及び委員

本協議会は、光市、下関地方気象台、山口県で構成（以下「構成機関」という。）し、委員は以下のとおりである。

（委員） 光市長  
          気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長  
          山口県 総務部 理事（危機管理担当）  
          〃 土木建築部 周南土木建築事務所長

### 3 光地域の概要と主な課題

光市は、山口県東南部の瀬戸内海側に位置し、北西部には島田川、北東部には田布施川が流れ、両河川を中心にまとまった平地が広がっている。上流部には良好な田園地域が広がるとともに、島田川下流部のデルタ地帯を中心とした瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成され、市域を東西に貫通する形で山陽本線、北部に山陽自動車道が通り、海岸線に沿って国道188号がある。

本地域を流れる河川は、二級河川の島田川水系島田川・東荷川・溝呂井川・笠野川及び中村川、田布施川水系田布施川及び貞延川、光井川水系光井川、西の河原川水系西の河原川がある。

本地域における課題としては、平地部に人口・資産が集中しており、ひとたび洪水等による氾濫が発生した場合、浸水により甚大な被害が発生する恐れがあり、住民生活に多大な影響をもたらすことが予想される。

#### 4 現在の取組状況及び課題

光地域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出後、整理を行った。

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	洪水予報の発表や基準水位に達した旨の情報を発信	県・市相互の情報共有が必要	1
	防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムラインを作成・運用	タイムラインを関係機関で共有するとともに、時点修正等を適切に行うことが必要	2
	避難指示等の発令判断に資する情報の迅速な伝達・共有を図るため、ホットラインを運用	迅速な情報伝達が図られるよう、ホットラインの適切な運用が必要	3
避難指示等の発令基準	避難指示等の基準となるマニュアルを作成・運用  ホットラインの運用により情報を伝達・共有	想定し得る最大規模の降雨を前提とした避難指示等の判断基準の見直し及び迅速な情報伝達が必要	4
避難計画など住民等の避難体制	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を基に避難所等を指定し、ハザードマップ等により周知	中小河川等における浸水想定区域の指定が必要	5
	避難所看板の設置や更新等を実施	ハザードマップの作成や見直しにあわせ、避難所等の検討や案内看板等による周知が必要	6
		要配慮者利用施設の避難対策の検討や個別避難計画の作成が必要	7

	<p>要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について周知</p> <p>率先避難・呼びかけ避難の推進について周知</p>	<p>地域住民による自主的な避難体制づくりを推進することが必要</p>	8
住民等への避難情報の伝達体制や方法	<p>防災情報システム、防災メール、ウェブサイト、SNS、報道機関等を活用し、避難情報発令や避難所開設等の各種防災情報を提供</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化を図るとともに、各種情報伝達手段の認知度向上が必要</p>	9
	<p>氾濫危険水位等に基づく避難指示等を発令する場合は、広報車等により周知</p>	<p>水害リスクが高い区域にある要配慮者利用施設への情報伝達方法の見直しが必要</p>	10
	<p>住民の取るべき行動を5段階の警戒レベルにより提供</p>	<p>自主的な避難行動を判断するための参考となる「警戒レベル相当情報」等の理解の促進が必要</p>	11
迅速かつ的確な災害対応を図るための防災体制の強化・充実	<p>防災指令拠点施設・総合防災情報システムの整備</p>	<p>あらゆる災害に的確に対応するため、防災指令拠点施設、総合防災情報システムの整備が必要</p>	12
河川水位等に係る情報提供	<p>水防警報等の水位情報を提供（防災システム、防災メール等）</p> <p>簡易型水位計、河川監視カメラを導入</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要</p>	13

河川巡視	<p>治水上の影響に応じた区間に区分し、定期的な河川巡視を実施</p> <p>出水後は緊急巡視等を実施</p>	<p>河川巡視や重要水防箇所の情報提供・共有を継続的に実施することが必要</p>	14
水防資機材の整備状況	<p>水防倉庫等に水防資機材を備蓄</p> <p>水防計画において、水防資機材の保管位置や備蓄量の情報共有</p>	<p>水防活動を円滑に行うため、水防資機材の保管位置や備蓄量の継続的な情報共有が必要</p>	15
リスクの周知	<p>洪水予報河川において、洪水浸水想定区域図・ハザードマップを作成・公表</p> <p>水害履歴の調査・整理を行い、関係機関で共有</p>	<p>水位周知河川・洪水予報河川に指定されていない中小河川等において浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表が必要</p>	16
	<p>特別警報の呼びかけ方法や、警報・注意報の発表基準等の改善を実施</p>	<p>よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要</p>	17
	<p>洪水キキクル（危険度分布）の基準等の改善や民間事業者と連携した通知サービスを導入</p>	<p>警報・注意報等の防災気象情報の発表方法の改善や、精度の向上について、継続的に検討することが必要</p>	18
		<p>中小河川等における洪水災害発生の危険度の高まりを把握するため、洪水キキクル（危険度分布）について、より一層の周知が必要</p>	19

防災意識の啓発活動	<p>防災をテーマとした講演やAR（拡張現実）機器を活用した防災体験学習等を実施</p> <p>自主防災アドバイザーの派遣や職員による出前講座、自主防災組織研修を実施</p> <p>過去の被害を取りまとめた「災害教訓事例集」を改定</p> <p>「やまぐち防災学習館」等のWebサイトで、防災学習に活用できる資料を公開</p> <p>小中学生を対象に「避難カード」を配布</p> <p>気象台において、自治体職員の防災対応力向上を図るためのワークショップ等を実施</p>	<p>水防災意識社会の再構築に向け、さらなる意識啓発に向けた取組が必要</p>	20
		<p>関係機関や教育機関等が連携した防災学習の一層の充実が必要</p>	21

## 5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施し、各構成機関が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりである。

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、各構成機関が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

### ○ 目標達成に向けた3本柱の取組

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

### ○ 目標を達成するための取組項目

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
  - (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
  - (2) ホットラインによる情報伝達、共有体制の強化
  - (3) 浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化
  - (4) 住民等への避難情報の伝達体制の強化
  - (5) 迅速かつ的確な災害対応を図るための防災体制の強化・充実
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
  - (1) 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認
  - (2) 洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組
  - (1) 要配慮者利用施設の管理者に対する説明等
  - (2) 出前講座等を活用した防災意識の啓発
  - (3) 住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知

## 6 おおむね5年で実施する取組

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目的とした各構成機関の取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

### 情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	洪水対応や訓練等により課題が見つかった場合等、必要に応じて「タイムライン」を検証、改訂する。 河川の状況や気象情報等を迅速に伝達、共有するための「ホットライン」を適切に運用する。	1, 2, 4	継続	全体
ホットラインによる情報伝達、共有体制の強化	ホットラインの適切な運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。	3	継続	県、市
浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	水位周知河川・洪水予報河川に指定していない中小河川等においても浸水想定区域を指定するとともに、避難所等の見直しを行うなど、避難対策の強化を図る。	5, 6, 16	R3～	県、市
	要配慮者利用施設における避難確保計画や個別避難計画の作成等を促進し、避難の実効性確保に努める。	7	継続	県、市

	自主防災組織の育成や活動の支援等により、地域住民の自主的な避難行動等を促進し、避難体制の強化を図る。	8	継続	県、市
住民等への避難情報の伝達体制の強化	防災メール等の多様な情報伝達手段について普及・啓発等を図る。	9, 10	継続	全体
	住民等の的確な避難行動を促す各種防災情報について、内容をわかりやすく周知し、理解の向上を図る。	9, 11	継続	全体
迅速かつ的確な災害対応を図るための防災体制の強化・充実	防災指令拠点施設の整備により、風水害等あらゆる自然災害への対応力の強化を図る。 災害対応を支援する総合防災情報システムの構築により防災体制の強化・充実を図る。	12	継続	市

#### 効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	15	継続	県、市
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報をあらかじめ共有するとともに、リアルタイムの水位情報の共有により、水防活動の円滑化を図る。	13, 14	継続	県、市

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について指導する。	7, 10	継続	県、市
出前講座等を活用した防災意識の啓発	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進や防災学習等の一層の充実を図る。	8, 20, 21	継続	全体
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知	浸水想定区域図やハザードマップを作成・公表するなど、中小河川等における水害リスク情報の充実化を図る。	5, 16	R3～	県、市
	避難行動のきっかけとなる河川水位情報等の充実化や、防災情報伝達手段の普及・啓発等を図る。	9, 13	継続	全体
	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	11, 17, 18, 19	継続	全体

## 7 フォローアップ

原則、本協議会を出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。